

市立保育所の民営化に伴う
合同保育・引継保育の実施について

平成25年3月
茨 木 市

目 次

これまでの民営化における主な意見	1
1 保護者からの意見 【スケジュール、引継ぎ、合同保育における主な意見】		
2 移管先法人からの意見 【合同保育における主な意見】 【引継保育における主な意見】	2
3 茨木市立保育所民営化 （外部・庁内）検討委員会での整理	3
（1）合同保育における課題等の整理 【考え方】 【説明会当初の実施要領（案）】		
（2）引継保育における課題等の整理 【考え方】 【説明会当初の実施要領（案）】	4
今後における合同保育及び引継保育のあり方	6
1 移管先法人への引継ぎ		
（1）合同保育における保護者からの主な意見 【保護者からの主な意見を踏まえた改善】 【実施基準】 【合同保育の実施時間等】		
（2）引継保育における保護者からの主な意見 【保護者等からの主な意見を踏まえた改善】 【子どもたちへの影響】 【実施手法】 【引継保育の実施時間等】	7

これまでの民営化における主な意見

1 保護者からの意見

平成 23 年 1 月 13 日に保護者アンケートを実施し、8 か所の民営化保育園の全世帯 805 世帯のうち、全体で 437 世帯から回答を得ており、全体で 54.3%の回収率となっています。

また、全世帯 805 世帯の内訳は、民営化以前からの在園世帯が 350 世帯、民営化以後からの在園世帯が 455 世帯であり、民営化以前からの在園世帯は 50.9%、民営化以後からの在園世帯は 56.9%の回答を得ています。

この保護者アンケートの中で、合同及び引継保育に関する主な意見は、次のとおりです。

【スケジュール、引継ぎ、合同保育における主な意見】

子どもたちへの保育環境の変化に配慮というが、子どもたちは楽しい時間がくれば順応していくと思う。

全てにおいて、もっとスケジュールを長く組んでほしい。

少なくとも 1 年はかけて、年間行事を全て網羅してから移管してほしい。

引継保育が全学年の子どもに対してではなかったのが不満でした。できれば公立の所長を 4・5 年は配置してほしい。

引継期間にいた先生がすぐ辞めてしまったので意味がない。

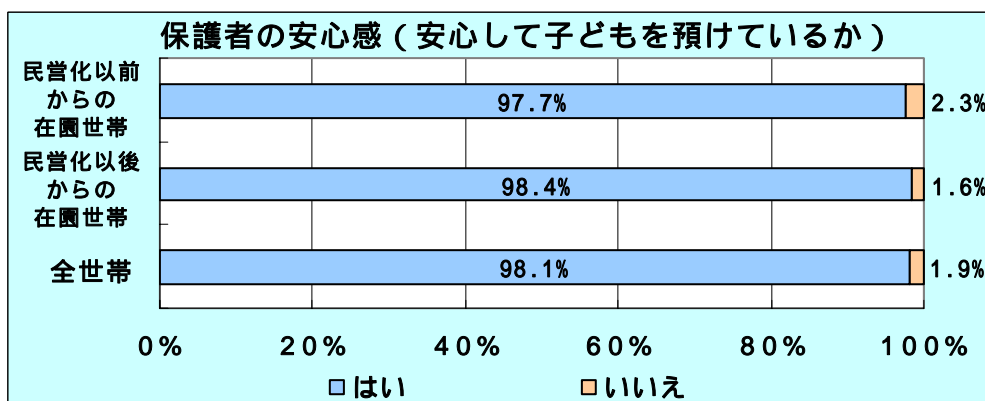
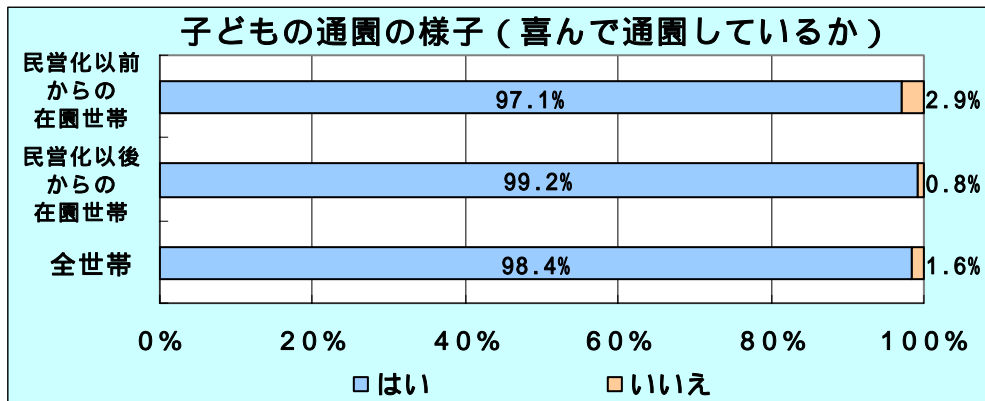
引き継ぐ法人が十分な準備期間もなく、4 月を迎えているように感じた。保育に影響がでる。子どもにいい迷惑。

移管先が決定して、1・2 年後に手渡すくらいの期間がほしい。

全てにおいて、もっとスケジュールを長く組んでほしい。

引継保育では、保健の先生も残ってもらえたら保護者は安心。

このような意見がある一方で、子どもの通園の様子(お子さんは喜んで通園しているか)という設問に対して、437 世帯のうち、98.4%の世帯が、また、保護者の安心感(安心して子どもを預けているか)という設問に対して、437 世帯のうち、98.1%の世帯が、「はい」と回答していただいている。



2 移管先法人からの意見

平成 22 年 11 月 1 日に法人アンケートを実施するとともに、平成 22 年 12 月 31 日に、移管先の 8 法人とのヒアリングを行っています。

この保護者アンケートの中で、合同及び引継保育に関する主な意見は、次のとおりです。

【合同保育における主な意見】

合同保育は有意義であった。公立との意識の違いを感じることができた。子どもたちを知ることでもできた。

合同保育について、1月から3月は、年度の仕上げになる期間であるので、法人から6人の専任保育士を配置することは困難である。保育内容を3か月で引き継ぐことは無理である。年間の行事を引き継ぐには、1年は必要である。

合同保育は、子どもの性格や関わり方を聞くことができ、参考にな

った。また、公立保育所保育士との意識の違いを感じることができ、自分自身の反省にもなった。

【引継保育における主な意見】

公立保育所の保育士の中でも意思統一されず、引き継ぎが円滑にいきにくかった。

引き継ぎは10月まででよいのではないか。

看護師、用務員の引き継ぎ回数5回は極端に少なく、後々困難を来す。

6か月の引き継ぎが、一番内容があった。引き継ぎ保育士が理解あり、保育の指導も親切だった。

3 茨木市立保育所民営化（外部・庁内）検討委員会での整理

(1) 合同保育における課題等の整理

- ア 公立保育所として運営している期間における合同保育の実施であり、保育士の確保や実施時期の考慮が必要
- イ 合同保育の実施期間の検討
- ウ 看護師・用務員の合同保育における引継期間（現行5日間）の検討
- エ 合同保育に参加した移管先法人の保育士のクラス配置に関する規定の有無

【考え方】

民営化事業の継続にあたり、合同保育については、移管先法人における保育士の雇用の問題、円滑な引継に必要な期間などを総合的に勘案する必要があるため、改善の方向性として2案を示して、検討することとする。

【説明会当初の実施要領（案）】

1月	2月	3月
公立		
合同保育（選択制）		
移管先法人から		
0・1歳で1人、2・3歳で1人、		
4・5歳で1人+主任 計4人		
← 週6日 →		

基本形：合同保育の期間を選択（最低1か月、最大3か月）
 月曜から金曜、午前9時から午後5時の7.25時間
 土曜日は、3.5時間

ア 選択制

保護者及び移管先法人からの意見・提案を踏まえ、1月から3月までの3か月のうち、希望する期間（最低1か月）を選択できることとする。

イ 固定制

保護者及び移管先法人からの意見・提案を踏まえ、3月の1か月間を合同保育の引継期間とする。

ウ 保育士の配置

所長（主任）クラス1名
 乳児（0・1歳児）クラス1名
 幼児（2～5歳児）クラス1～2名 合計3～4名

(2) 引継保育における課題等の整理

ア 引継保育の実施方法及び期間の再検討

- ・ 4月から6月：月～金 午前9時～午後5時
 所長、乳児・幼児クラスの保育士1名（計3名）
- ・ 7月から9月：週3回 午前9時～午後5時
 乳児・幼児クラスの保育士1名（計2名）

イ 巡回保育の実施方法及び期間の再検討

- ・ 10月から12月：週1回 時間指定なし
 所長が訪問（引継の仕上げを行う）

ウ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の遵守

【考え方】

民営化事業の継続にあたり、引継保育等については、移管先法人への円滑な引継として、「合同保育」と一体となった取り組みが必要であることから、合同保育の改善の方向性を踏まえた引継保育期間の内容とする。

【説明会当初の実施要領（案）】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
民 営 化											
引き継ぎ保育（週5日）											
元公立保育所から											
所長 1人 保育士 3人（0・1歳で1人、2・3歳で1人、4・5歳で1人） 計4人											
← 週5日 →											

引継保育の期間については、保護者及び移管先法人からの意見・提案を踏まえ、原則、1年間とする。

原則：1年間

(ただし、三者協議会の同意を得て、期間及び引継体制を変更することができる。)

基本形：午前9時から午後5時の7.25時間

(ただし、場合によっては、当該保育園の開所時から7.25時間、また、閉所時から遡って7.25時間の引継保育とすることがある。)

ア 保育士の配置

所長(主任)クラス1名

乳児(0・1歳児)クラス1名

幼児(2～5歳児)クラス1～2名 合計3～4名

今後における合同保育及び引継保育のあり方

1 移管先法人への引継ぎ

【茨木市立保育所民営化基本方針】

(4) 移管先への引継ぎ
 円滑な引継ぎのため、1年以上の期間をかけて移管する保育所の新旧職員が協力して保育に携わるものとする。このうち、移管前に移管先の職員が当該保育所にて協力する機会を必ず設け、その時期及び期間は、茨木市が指定する範囲で移管先が選択する。

(1) 合同保育における保護者からの主な意見

- ア 合同保育の期間は、選択制ではなく、3か月固定。
- イ 保育士について、所長クラス1人、0歳児から4歳児各1人、計6人の配置を希望。

【保護者からの主な意見を踏まえた改善】

平成24年10月4日の「茨木市立保育所民営化基本方針」の改定後における保護者説明会では、合同及び引継保育の実施方法(当初案)について、「充実を検討してほしい」というご意見が多かったことから、「茨木市立保育所民営化基本方針実施要領」に示す合同保育の手法を再度見直し、以下のとおり、実施するものとします。

ただし、「茨木市立保育所民営化基本方針」に示す「(4) 移管先への引継ぎ」において、「茨木市が指定する範囲で移管先が選択する。」という定めがあることから、市としての実施基準を示し、この実施基準、もしくは、それ以上の方法による合同保育を実施するか、どちらかを選択することとします。

【実施基準】

合同保育		
1月	2月	3月
公立		
移管先法人から 所長(主任)クラス 1人 乳児クラス(0・1・2歳) 2人 幼児クラス(3・4歳) 2人	移管先法人から 所長(主任)クラス 1人 乳児クラス(0・1・2歳) 2人 幼児クラス(3・4歳) 2人	移管先法人から 所長(主任)クラス 1人 乳児クラス 2人、看護師 1人 幼児クラス 2人、用務員(5日)
← 週3日	← 週4日	← 週6日 →

合同保育については、原則、1月から3月の3か月間、実施するものとします。

なお、合同保育の実施基準については、以下のとおりとします。

- 1月 所長(主任)クラス1人、乳児クラス(0・1・2歳)2人、幼児クラス(3・4歳)2人の計5人が、週3日で公立保育所に派遣され、実践を通じた引き継ぎを行う。
- 2月 所長(主任)クラス1人、乳児クラス(0・1・2歳)2人、幼児クラス(3・4歳)2人の計5人が、週4日で公立保育所に派遣され、実践を通じた引き継ぎを行う。
- 3月 所長(主任)クラス1人、乳児クラス(0・1・2歳)2人、幼児クラス(3・4歳)2人、看護師1人の計6人が、週6日で公立保育所に派遣され、実践を通じた引き継ぎを行う。
なお、用務員(調理員)については、給食機器の操作などの引き継ぎとなるため、3月の合同保育期間中に、5日間の引き継ぎを行う。

【合同保育の実施時間等】

午前9時から午後5時の7.25時間

土曜日は、3.5時間(3月のみ)

派遣される保育士は、固定ではなく、何人かでローテーションで
できることとする。(保育士の退職等に対応するため)

(2) 引継保育における保護者からの主な意見

保育士について、所長クラス1人、0歳児から5歳児各1人、計7人の配置を希望。

【保護者等からの主な意見を踏まえた改善】

平成24年10月4日の「茨木市立保育所民営化基本方針」の改定後における保護者説明会では、合同及び引継保育の実施方法(当初案)について、「保育士数の充実を検討してほしい」というご意見が多かったことから、「茨木市立保育所民営化基本方針実施要領」に示す引継保育の手法を再度見直し、以下【実施手法】のとおり、実施するものとします。

なお、これまでの実績及び引継保育士の意見等を踏まえ、引継保育の体制についても、子どもたちへの影響を考慮しつつ、徐々に、縮小していくこととします。

【子どもたちへの影響】

引継保育士の役割としては、保育内容や移管条件の履行が適切に実施されているかを確認し、必要に応じて、助言・アドバイスを行います。

また、実際に移管後の保育を実施するのは、移管先法人に所属する保育士であり、引継保育士が保育を担うということではありませんので、長期間、引継保育士数が多いままであると、どの保育士の言うことを聞けばいいのか、子どもたちが混乱することがあります。

さらに、そのような混乱を招いては、今後の保育園の運営にも支障をきたす恐れがあります。

したがって、通常時でも慌しくなる年度当初の時期に、こどもの状況をよく把握している看護師を配置し、所長を含め計5人で引継保育を実施することとします。（以下【実施手法】のとおり）

【実施手法】

平成26年											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
民 営 化											
引き継ぎ保育											
所長 1人、保育士 3人、 看護師 1人 計 5人			所長 1人、保育士 3人 計 4人			所長 1人 保育士 2人、計 3人			所長 1人		
← 週 5 日			← 週 4 日			← 週 3 日			← 週 1 日 →		

引継保育については、原則、民間による運営が始まる4月から翌年3月までの1年間、実施するものとします。

なお、引継保育終了後の環境の変化を考慮して、引継体制及び実施日を段階的に短縮することとし、その実施手法については、以下のとおりとします。

- 4月～6月 元公立保育所の所長1人、保育士3人、看護師1人の計5人体制で、週5日、引継保育を実施する。
- 7月～9月 元公立保育所の所長1人、保育士3人の計4人体制で、週4日、引継保育を実施する。
- 10月
～12月 元公立保育所の所長1人、保育士2人の計3人体制で、週3日、引継保育を実施する。
- 1月～3月 元公立保育所の所長1人で、週1日、引継保育の仕上げとして、巡回保育を実施する。

なお、引継保育終了後の環境の変化を考慮して、引継体制及び実施日については、三者協議会の同意を得て、変更することができるものとします。

【引継保育の実施時間等】

午前 9 時から午後 5 時の 7.25 時間

場合によっては、当該保育園の開所時から 7.25 時間、また、閉所時から遡って 7.25 時間の引継保育とすることがある。

三者協議会の同意を得て、期間及び引継体制を変更することができる。